

令和7年度税制改正事項 プラットフォーム

プラットフォーム課税

プラットフォーム課税とは、デジタルサービス市場で商品やサービスを提供する事業者に代わり、プラットフォームを運営する事業者に対して納税義務を課す制度です。

令和7年4月1日以後に国内において行われる消費者向け電気通信利用役務の提供について適用することとされました。

1 プラットフォーム課税

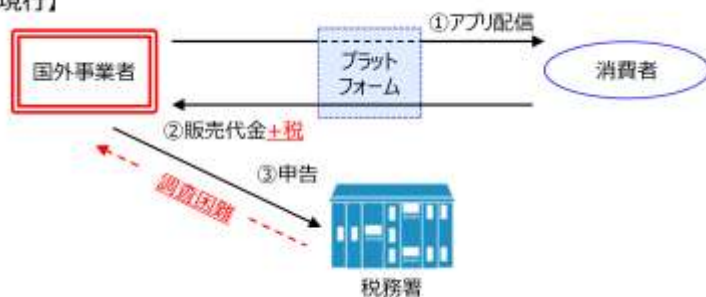
1. 概要

国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの^{*01}）に限る。以下同じ。）がデジタルプラットフォーム^{*02}を介して行われるものであって、その対価についてそのデジタルプラットフォームを提供する事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）のうち国税庁長官の指定を受けた者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、消費税法の規定を適用する。

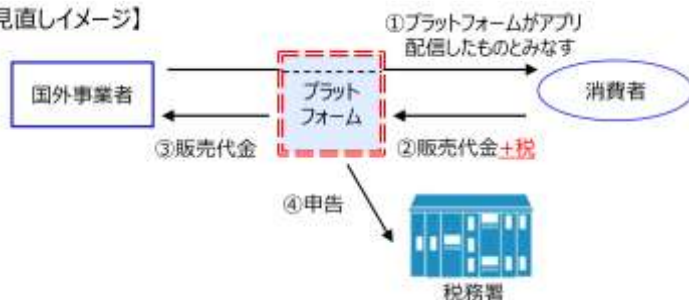
^{*01} アプリ配信、電子書籍・音楽の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

^{*02} 不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、その場を介してその場を提供する者以外の者が消費者向け電気通信利用役務の提供を行うために、その消費者向け電気通信利用役務の提供に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいい、例えばアプリストアや電子書籍のオンラインモールなどがこれに該当します。

【現行】



【見直しイメージ】



財務省：国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会 報告書より

2 プラットフォーム事業者の指定

1. 指定要件

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額^{*01)}のうちそのプラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額^{*02)}が50億円を超えること。

^{*01)} 消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、その相当する額を含みます。

2. 届出義務

プラットフォーム事業者は、指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限^{*03)}までに「特定プラットフォーム事業者の指定届出書」(以下「指定届出書」という。)を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

^{*02)} 課税期間が1年に満たない場合は、その合計額をその課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

なお、その課税期間の末日において既に特定プラットフォーム事業者である場合は、その課税期間につき指定要件を満たすこととなったとしても、指定届出書を提出する必要はありません。

^{*03)} 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限(法人であれば、その事業年度の末日の翌日から、原則、2月以内)となります。

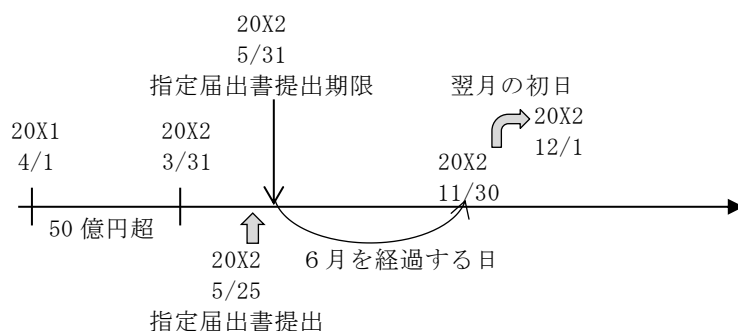
3. 特定プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日

国税庁長官は、プラットフォーム事業者から指定届出書の提出があった場合、特定プラットフォーム事業者として指定します^{*04)}。

^{*04)} 国税庁長官は指定届出書の提出がない場合であっても、指定要件を満たす場合は特定プラットフォーム事業者として指定します。

その指定は、指定届出書の提出期限^{*05)}から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日に指定の効力が生じます。

^{*05)} その提出期限までに指定届出書の提出がない場合は、指定通知を発した日



3 プラットフォーム事業者の義務

1. 国外事業者への通知

国税庁長官から特定プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、そのプラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して一定の事項^{*01)}を、を速やかに通知する必要があります。

^{*01)} その消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日を通知します。

2. 事業者免税点制度及び簡易課税制度の不適用

特定プラットフォーム事業者は、その指定の効力が生じている（プラットフォーム課税の対象となる）課税期間は事業者免税点制度の適用はありません^{*02}。

また、簡易課税制度の適用もありません。

^{*02} 免税事業者であるプラットフォーム事業者が特定プラットフォーム事業者の指定を受けて、課税期間の途中で特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生じた（プラットフォーム課税の対象となった）場合であっても、その課税期間の初日から課税事業者となります。

3. 適格請求書発行の発行義務

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、特定プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者である場合、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について、その役務の提供の相手方（課税事業者）から適格請求書の交付を求められたときは、消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が適格請求書発行事業者であるかどうかにかかわらず、特定プラットフォーム事業者が適格請求書を交付する必要があります。

消費者向け電気通信利用役務の提供については、通常不特定かつ多数の者に対して提供することが予定されているものであるため、適格簡易請求書が交付できる事業に該当します。

4. 申告

申告に当たっては、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の合計額等を記載した明細書を確定申告書に添付する必要があります。

4 プラットフォーム事業者の指定の解除申請

1. 指定解除申請要件

その課税期間からその課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（第3年度課税期間）までのいずれの課税期間においてもプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額^{*01}の合計額^{*02}が50億円以下であること。

^{*01} 消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、その相当する額を含みます。

2. 指定解除の申請

特定プラットフォーム事業者は、指定解除申請要件を満たす場合、第3年度の課税期間の確定申告書の提出期限までに、「特定プラットフォーム事業者の指定解除申請書」（以下「指定解除申請書」という。）を納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出して、特定プラットフォーム事業者の指定解除を申請することができます。

^{*02} 課税期間が1年に満たない場合は、その合計額をその課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算します。

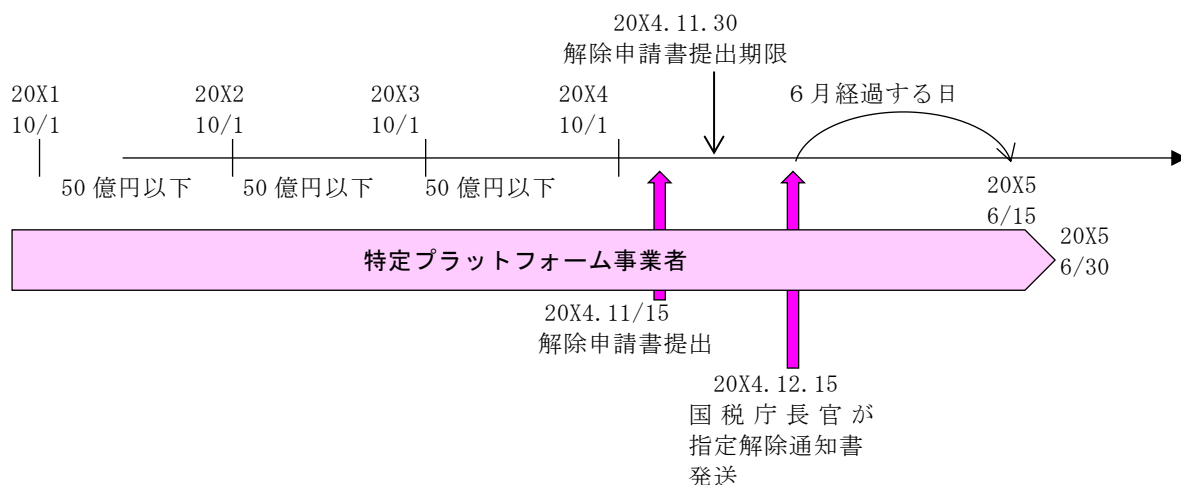
3. 解 除

国税庁長官は、提出された指定解除申請書を審査し、指定解除申請要件を満たす場合には、特定プラットフォーム事業者の指定を解除します。

4. みなし特定プラットフォーム事業者

指定解除申請書の提出があったことによりその指定が解除された場合であっても、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定の解除通知を発した日の翌日から同日以後 6 月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、特定プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けます。

このため、特定プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、その特定プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります。



国税庁長官が指定の解除に係る通知を発した日の翌日(20X4. 12. 16)から 6 月を経過する日(20X5. 6. 15)の属する月の末日(20X5. 6. 30)までは特定プラットフォーム事業者とみなされます。

5 プラットフォーム事業者の指定の解除

1. 指定の解除

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者によりその指定の解除の申請があった場合(上記 [4])のほか、特定プラットフォーム事業者が次のいずれかの事実該当すると認めるときは、特定プラットフォーム事業者の指定を解除することができます。

- (1) 特定プラットフォーム事業者がプラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められるとき。

- (2) 消費税の期限内申告書の提出がなかった場合において、その提出がなかったことについて正当な理由がないと認められるとき。
- (3) 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるとき。
- (4) 消費税の徴収の確保に支障があると認められるとき^{*01)}。

^{*01)} 特定プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税額の納付が困難な状態にあると認められるときなどをいいます。

2. 指定解除の通知等

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者の指定を解除したときは、その旨を書面により指定の解除に係る事業者に通知するとともに、国税庁ホームページで公表します。